

参議院外交防衛委員会質問要旨

一、憲法9条に関する安倍首相及び自衛隊河野統幕長の発言について

平成27年6月2日の当委員会では私は、平成9年に橋本総理大臣の指示で、当時の久間防衛庁長官が、制服組の国会答弁を認めるといふふうに訓令を廃止したが、その直後に事務次官がそれを否定する事務次官通達を出したことを指摘したのに対し、中谷防衛大臣は、「かかる文書のために自衛官の国会出席が抑制されているものではなく、自衛官の国会答弁の必要性については国会においてご判断される事項だと考えている」旨答弁した。事務次官通達はその後、廃止されたのか。

(外務大臣、防衛大臣、河野統幕長)

二、普天間飛行場移設問題

1 平成29年3月8日首相官邸で安倍首相が和泉洋人首相補佐官、佐藤一雄水産庁長官、定塚誠法務省訟務局長、高橋憲一防衛省整備局長と面会している。これは3月10日の防衛省整備局長から水産庁長官に対する照会と3月14日の水産庁長官から防衛省整備局長への回答による決定に関する打ち合わせを行ったのか。

(和泉洋人首相補佐官、佐藤一雄水産庁長官、定塚誠法務省訟務局長、高橋憲一防衛省整備局長)

2 5月24日の「沖縄等米軍基地問題議員懇談会」において、防衛省は「普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における「民間施設の使用の改善」が普天間飛行場の返還条件とされておりますが、現時点で、この点について具体的に決まったものがあるわけではありません」と文書で回答し、「同時進行であっても、返還条件が整わなければ普天間飛行場は返還されないのか」との同僚議員の質問に対して「そういう理解です」と答えた。この答弁で間違いはないか？

(防衛大臣)

3 普天間飛行場の機能のうち、有事の際の固定翼機の緊急着陸場という機能の移転と埋立承認願書の埋立必要理由書の理由との関係について。

(防衛大臣)

4 米国会計検査院(GAO)の連邦議会向け報告書は、2014年に米国防省から日本政府に書簡を送付し、有事の運用を支援しうる場所を見出すための両政府による現地調査を行うべく、日本政府の承認を求めたとあるが、本件の事実関係について答えてほしい。

(防衛大臣)

三、トランプ大統領によるパリ協定離脱について

1 G7の首脳会議で安倍首相は、トランプ大統領とパリ協定について議論し、ご理解いただく意味で有意義だったと思うと述べたにも拘わらずトランプ大統領はその直後にパリ協定から脱退を表明した。安倍首相はパリ協定や地球温暖化対策について、トランプ大統領に何を話したのか。

(外務大臣)

- 2 世界最大級の温室効果ガス排出国である中国がEUと協力してパリ協定の実施に向け積極的な姿勢を見せる中、日本のパリ協定実現に向けた施策の取組状況について伺う。
(外務大臣)

四、日印原子力協定について

- 1 IAEA保障措置では、インドが自ら原子力関連施設を<軍事用>と<民生用>に区分することが前提となり、<民生用>と区分した施設だけが保障措置対象となる。<軍事用>と区分された施設には、IAEA保障措置はもちろん、日本の監視や査察も行えないのではないのか？
(外務大臣、経産省)
- 2 8施設あるという非保障措置対象施設に対して、日本独自の査察や検認などの、「より厳しい管理」を実行することも可能であったと考えるが、どうして協定本文にて規定しなかったのか？日本側が要求したがインド側が拒否したのか？あるいは、日本側は当初から要求しなかったのか？
(外務大臣、経産省)
- 3 「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」が依拠すると定める条約とは何か？
協定第6条が規定する「原子力の安全に関連する国際条約」、どのような条約か？
日本加盟しインド未加盟の「使用済み燃料及び放射性廃棄物の安全に関する条約(1997年、廃棄物等合同条約)は「要綱」依拠に含むことはできないのではないのか？
また、NPTやIAEA保障措置協定、追加議定書が含まれていないが、どうやって、核不拡散を担保するのか？
(外務大臣、経産省)
- 4 インドによる、原子力の安全に関する条約の加入状況とIAEA が実施するIRRS (総合規制評価サービス) の受入れ状況を報告して欲しい。
(外務大臣、経産省)
- 5 日本政府はインドのNSG加盟を提案しており、仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSGとしては例外化措置を失効ないし停止すべきであり、NSG参加各国は各国が行っている原子力協力を停止すべきであると表明している。しかし、インドがNSGのフル・メンバーとなった時に日本政府が言う「NSGによる規制」に反対する可能性は全く想定していないのか？
(外務大臣、経産省)